

○幕別町議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幕別町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次に掲げる場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
 - (2) 太平洋沿岸に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。
 - (3) 大雨(浸水害・土砂災害)、洪水、暴風、大雪等により、町内に災害が発生し、かつ拡大するおそれがあるとき。
 - (4) 町内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき。
 - (5) その他議長が必要と認めるとき。
- 2 災害対策会議は、幕別町役場3階正副議長室（以下「正副議長室」という。）に設置する。ただし、正副議長室が使用できないときは、幕別町災害対策本部（以下「町本部」という。）と協議し、議長が別に定める。
- 3 議長は、災害対策会議を設置した場合、町長に通知するものとする。
- 4 議長に事故がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長及び議会運営委員会委員をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集及び整理し、町本部へ提供を行うこと。
- (2) 町本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと。
- (3) 町からの依頼事項についての対応に関すること。
- (4) 町本部へ要望及び提言を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(廃止)

第5条 議長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に、災害対策会議を廃止する。

- (1) 町本部が廃止されたとき。
 - (2) 災害に関する応急対応措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。
 - (3) 議会内に災害に関する特別委員会を設置したとき。
- 2 議長は、災害対策会議を廃止したときは町長に通知するものとする。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、町本部の会議等において得た災害情報を災害対策会議に提供するとともに、災害対策会議に集められた被災情報を必要に応じて町本部に提供する。
- (2) 議会事務局職員は、幕別町地域防災計画に定めるもののほか、災害対策会議の事務に従事する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。